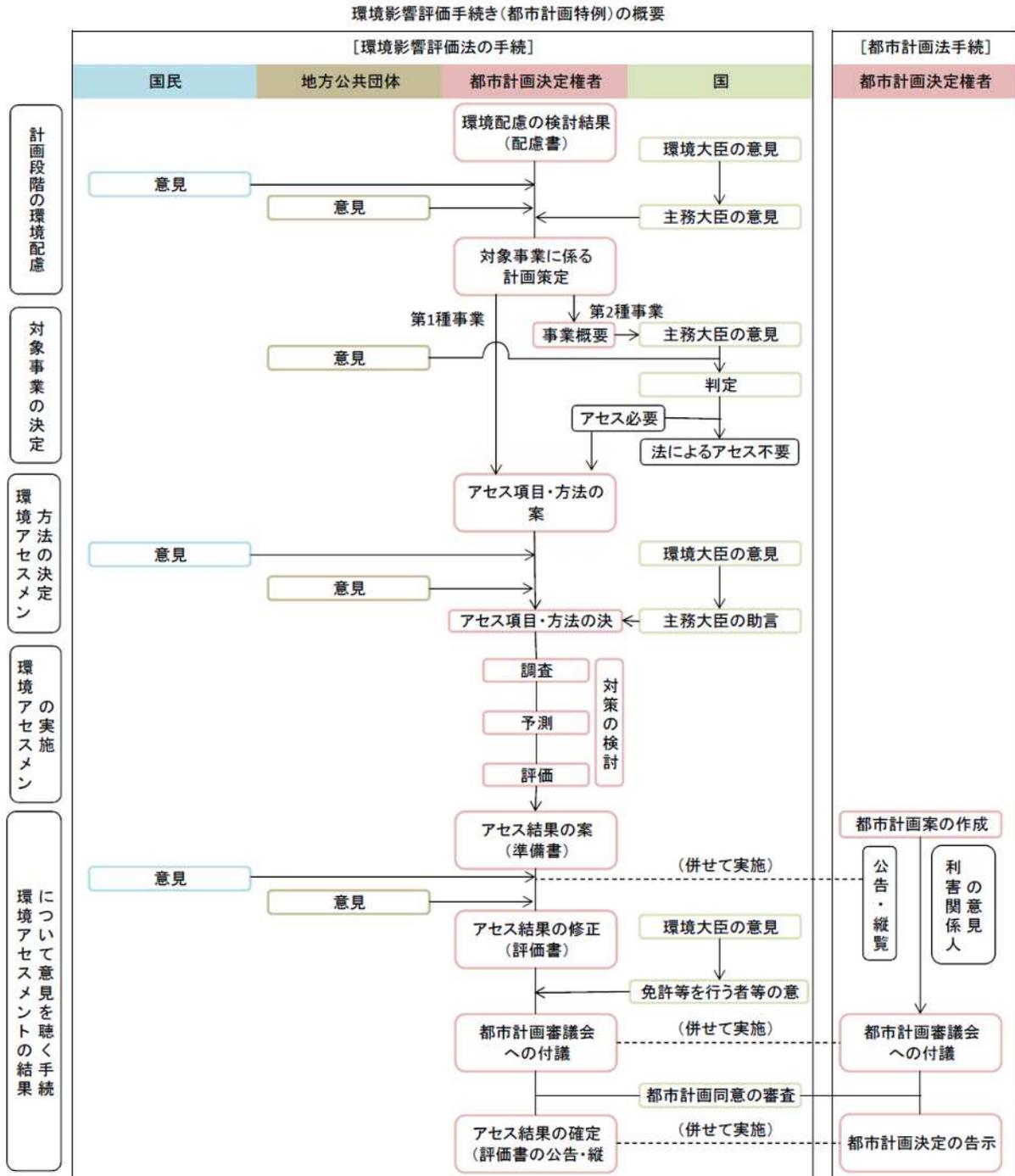


第8章 環境影響評価

① 環境影響評価

都市計画は、都市の将来あるべき姿を想定し、環境に対する配慮を含め、総合的に判断し決定する必要があります。そこで、環境影響評価法や島根県環境影響評価条例に規定された対象事業規模以上の都市施設や、市街地開発事業を都市計画に定める場合には、事業者に代わって都市計画決定権者が都市計画手続きと併せて環境影響評価を行うこととされています。



備考：県条例では第二種事業の規定がない等により、法の手続きとは若干違いがあります。配慮書手続については、法ではH25.4.1、県条例ではH25.10.1 施行となります。

環境影響評価を行う事業の種類や規模は下表のとおりです。環境影響評価法に基づくものと、島根県環境影響評価条例に基づき実施するものがあります。

環境影響評価法等の対象事業規模一覧表

環境影響評価法に基づくもの			島根県環境影響評価条例に基づくもの			
事業区分	対象事業規模		事業区分	対象事業規模		
	第1種事業	第2種事業				
① 道 路	・高速自動車国道	すべて	① 道 路	・一般国道	4車線5km以上	
	・首都高速道路等	4車線以上		・県道、市町村道	4車線5km以上	
	・一般国道	4車線以上10km以上		・林道	2車線10km以上	
	・大規模林道	幅員6.5m以上20km以上		・農道	2車線10km以上	
② 河 川	・ダム	貯水面積100ha以上	② 河 川	・ダム	貯水面積50ha以上	
	・堰	湛水面積100ha以上		・堰	湛水面積50ha以上	
	・湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上		・湖沼水位調節施設	湖沼開発面積50ha以上	
	・放水路	改変面積100ha以上		・放水路	改変面積50ha以上	
③ 鉄 道	・新幹線鉄道（掘削線含む）	すべて	③ 鉄 道	・普通鉄道	5km以上	
	・普通鉄道	10km以上		・軌道（普通鉄道相当）	5km以上	
	・軌道（普通鉄道相当）	10km以上				
④ 飛 行 場	・飛行場	滑走路長2,500m以上	④ 飛 行 場	・飛行場	滑走路長1,250m以上	
⑤ 発 電 所	・水力発電所	出力3万kw以上	⑤ 発 電 所	・水力発電所	出力1.5万kw以上	
	・火力発電所（地熱以外）	出力15万kw以上		・火力発電所（地熱以外）	出力7.5万kw以上	
	・火力発電所（地熱）	出力1万kw以上		・火力発電所（地熱）	出力0.5万kw以上	
	・原子力発電所	すべて				
	・太陽電池発電所	出力4万kw		出力3万kw～4万kw未満	・太陽電池発電所	50ha以上
	・風力発電所	出力5万kw以上		3.75万kw以上5万kw未満	・風力発電所	出力0.5万kw以上
⑥	・廃棄物最終処分場	30ha以上	⑬	・廃棄物最終処分場	15ha以上	
⑦	・公有水面の埋立及び干拓	50ha超	⑥	・公有水面の埋立又は干拓	25ha以上	
⑧	・土地区画整理事業	100ha以上	⑦	・土地区画整理事業	50ha以上	
⑨	・新住宅市街地開発事業	100ha以上				
⑩	・工業団地造成事業	100ha以上	⑧	・工業団地造成事業	50ha以上	
⑪	・新都市基盤整備事業	100ha以上				
⑫	・流通業務団地造成事業	100ha以上	⑨	・流通業務団地造成事業	50ha以上	
⑬	・宅地造成事業（「宅地」には、住宅地、工場用地含まれる） （独）都市再生機構（独）中小企業基盤整備機構	100ha以上	⑩	・宅地造成事業（「宅地」には、住宅地、工場用地含まれる）	50ha以上	
⑭	・港湾計画	埋立・掘込み面積合計300ha以上				
/			⑪	・ゴルフ場の造成	50ha以上又は9ホール以上	
			⑫	・スキー場の造成	50ha以上	
			⑬	・クレーン・施設用地の造成 （運動・レジャー施設）	50ha以上	
			⑭	・都市公園の新設又は改築	50ha以上	
			⑮	・土石の採取の事業	50ha以上	
			⑯	・廃棄物処理施設の設置	100t/日以上のゴミ処理施設 100k1/日以上のし尿処理施設 100t/日以上の産業廃棄物処理施設 （焼却施設に限る）	
			⑰	・工場又は事業場の設置又は変更	平均的排水量 1万m ³ /日以上又は 最大排水量 4万m ³ /h以上	
⑱	・下水道終末処理場の設置又は変更	計画処理人口5万人以上				
⑲	・複合事業	50ha以上				

環境影響評価対象事業一覧

令和6年4月1日現在

事業名	手続き済み					
	都市計画道路 東津田連絡線、 東津田下東川津線	都市計画道路 仁摩温泉津線	都市計画道路 浜田三隅線	都市計画道路 出雲仁摩線	都市計画道路 三隅益田線	都市計画道路 福光浅利線
根拠法令	島根県 環境影響評価条例	環境影響評価法	環境影響評価法	環境影響評価法	環境影響評価法	島根県 環境影響評価条例
対象事業区分	道路	道路	道路	道路	道路	道路
事業規模	4車線 約5.1km	4車線 約11.3km	4車線 約14.1km	4車線 約37.4km	4車線 約15.2km	4車線 約6.5km
事業実施区域	松江市	大田市仁摩町大國～ 大田市温泉津町今浦	浜田市原井町～ 浜田市三隅町三隅	出雲市知井宮町～ 大田市仁摩町大國	浜田市三隅町三隅～ 益田市遠田町	大田市温泉津町福光～ 江津市松川町上河戸
事業者	島根県	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省	国土交通省
縦覧期間	方法書 H12.3.31～H12.5.1	方法書 H11.10.26～H11.11.25	方法書 H11.10.26～H11.11.25	方法書 H12.8.1～H12.8.31	方法書 H19.1.23～H19.2.23	方法書 H25.9.6～H25.10.7
	準備書 H14.8.30～H14.9.30	準備書 H15.5.9～H15.6.9	準備書 H15.5.9～H15.6.9	準備書 H17.2.18～H17.3.22	準備書 H21.9.1～H21.10.2	準備書 H27.1.13～H27.2.12
	評価書 H15.3.28～H15.4.28	評価書 H16.3.30～H16.4.30	評価書 H16.3.30～H16.4.30	評価書 H18.3.14～H18.4.14	評価書 H22.10.19～H22.11.19	評価書 H27.9.15～H27.10.15